

議 会 運 営 委 員 会 記 録

日 時	令和 8 年 5 月 2 7 日（水） 午前 1 0 時 0 7 分～午前 1 1 時 0 5 分
場 所	第 2 ・ 第 3 委 員 会 室
出席委員	◎ 円 谷 憲 人 ○ 塚 本 竜 太 郎 伊 藤 誠 内 田 博 紀 後 藤 浩 一 郎 佐 藤 浩 末 永 康 文 林 伸 司 松 本 寛 道 渡 部 和 子
欠席委員	なし
正副議長	議 長 坂 卷 重 男 副 議 長 岡 田 智 佳
委 員 外 議 員	（傍聴） 林 紗 絵 子 若 狹 朋 広 渡 辺 裕 二
説明のため出席した者	副市長（染谷 康則）

午前 10 時 7 分開会

○委員長 それでは、ただいまから議会運営委員会を開きます。

○委員長 ここで新たに伊藤誠君がみらい構想かしわさんより推薦され、議長において同君が議会運営委員に選任されました。

新たに委員になりました伊藤委員を御紹介申し上げます。（「ちょっといいですか、ちょっと。定数によって決まるんじゃないの、数によって。だから、1人亡くなりましたから、減りましたよね。もし私だったら即刻駄目でしょう、私だったら。だから、定数が減っているのにそういうふうについているのか、そういうことができるのかどうか」と呼ぶ者あり）

○委員長 では、議長御説明をお願いします。

○議長 その件について、鈴木議員が亡くなる前にメンバーの変更が同会派からありまして、私のほうで任命いたしましたけれども、それで鈴木清丞さん亡くなったと。この件に関しましては、過去の先例がありますから、事務局のほうで説明をさせていただきます。

○委員長 では、事務局お願いいたします。

○議事課長 会派の構成等の各委員会の構成、こちらについて変更があった場合には、初回の議会運営委員会ではまだ会派構成の変更、各委員会構成について承認を得られておりませんので、承認が得られるまでの間については推薦いただいた議員の方にそのまま出席いただいているという状況でございます。以上です。（「それは会派異動でしょう、会派異動。だけど、定数が辞職や、または死亡等で全くないわけだから、定数がないのにそれはそういうこととしていいんですか。そういうことは、あり得ないと思いますけど。例えば私のところがもし1つ欠けたら即刻そういうふうになりませんか、そんなのは。そういうことをやっぱりいいかげんにしないでほしい。先例主義というけど、先例主義は本当にどうなのかなと思いますよね。決めた先例主義がどうなのかというのは。だから、ちょっとこういうのについて、今日伊藤委員来ているから、伊藤委員がいいとか悪いじゃないですよ。それはっきりしたほうがいいんじゃないでしょうかね。定数がそれに満たなかった場合は、今回は2つですけど、1つになりますよね、5になるから。だから、それを、その前までは承認していなかったからというけども、減った場合はそれは減らすでしょう、普通。違いますか」と呼ぶ者あり）

○委員長 議長どうぞ。

○議長 この件は確かに先例に倣って行っておりますけども、鈴木さんの場合は本当にまだ二、三日前、この議運が始まる3日前かな、亡くなっていますから、そういう意味ではちょっと時間がなかった。短かったということで、今回は先例のとおり決しました。これは、今までこの議会、先例を重視して運営してきましたもんですから、我々のこの期はそれを流用してというか、やっていきたいと考えておりま

す。

○委員長 末永委員。

○末永 議長さん、うちから出ている議長さんだからあれですけど、これはただ辞職しても同じですか。死亡したから、確かに二、三日前ですけど、辞職した場合でも同じように前の定数でやるんですか、それは。だから、私は数の問題を、2から3にしましたよね。3名以上って。2名以上が3名以上になって、今度減ったらそれは先例に従って認めるんだって、そういうのは先例って言わないでしょう。

○議長 いや、それはこれをずっと今後……今日がありまして、これから任期中このままでいくというもんじゃ……先ほど事務局が言ったように、この会議は、本日の会議は2でいますけども、次の議運は、それは5がベースですから、その形で進めていくというふうに考えています。それは、会派のほうには伝えていきます。

○委員長 どうぞ、佐藤委員。

○佐藤 先例を教えてください。

○委員長 では、事務局……（「何点か報告してください」と呼ぶ者あり）事務局、お願いします。（「特に亡くなったりした場合のそういう前例があるかどうか、それを教えてください」と呼ぶ者あり）

○議事課長 亡くなった場合の先例があるかどうかちょっと確認はできないんですけど、議運で協議するまでは出席される委員の数について決められないという状況でございます。

○委員長 佐藤委員。

○佐藤 亡くなったことを協議するとか協議しないとかという問題じゃないと思うんですよ。それは事実だから、それ協議して、それ認めますよとか認めませんとかいう話ではちょっとないんじゃないかと思うんですけど、伊藤委員がいい、悪いの話じゃないよ。全然違うよ。じゃなくて、あとちょっともう一つ申し上げたいのは、先例、申合せというものがあります。柏市議会の場合、改選後、選挙の後メンバー替わりますよね。メンバー替わって、改選後最初に全員協議会って開かれますよね。全員協議会でじゃ今までやってきた先例、申合せを踏襲しますかという確認をしていないですよ、柏市議会って。だから、今期の我々が今までの先例、申合せを、参考にはしますが、これに従えて言われたって、そんなもん了承していないよ、前の期の人が決めたことであろうという話ですから、もちろん参考にはしますし、それにできれば準じれば一番いいけれど、そこはちょっと次の改選後の最初の全員協議会でぜひ私は確認してほしいと、これ前から思っていました。ちょっと参考までに申し上げましたが、今日は伊藤委員わざわざ来てくれているから、よしとしてもいいのかなと思いますけど、今後死亡とか辞職の場合はその前例、申合せを何か当てはめるのはちょっと違和感を感じるので、そこは検討していただければと思います。

○議長 今回もこれを今期そのままみらい構想という会派が、今定数5になりましたけども、それずっと2名出すということじゃなくて、今日の会議はまだ認めて…

…すぐですから、今日はいいでしょうと。ところが、この次の議運ではそれは5というベースの中で改めて委員を出していただくって、そういうことでしていきます。それは、当然そういう話ししていますから。（「議長、いいですか。今日は採決するようなことはないと思うんでいいけど、それを認めたらここで認定されるわけだから、採決の場合だと大きく変わりますよね。否決されるか、柏の場合は全会一致だから、別にないかもしれないけど、採決になった場合は、認めた場合はそれは有効になるわけですね。これは伊藤委員がいるからなんかじゃなくて、もしいた場合は採決のあれができる権限があるわけですから、今日のこの会議の中で。定数が満たないのにそういうことを安易に認めていいのかと。先例主義だからいいのかと。それは違うと思いますよ。だから、数によって決めているんだったら……」と呼ぶ者あり）繰り返しますけども、本日の件に関しては亡くなってまだ3日しかたっていない。その中で、既にその前に鈴木清丞さんが辞退をして、みらい構想さんからは伊藤委員という形で推薦されてきましたから、そこで認めていますから、今日はまだこの委員会も、要するに確定していなかったわけですから、人数が減ったとかどうというのは。今日は認めますけども、この次の議運からは、それは先ほども言いましたように、5をベースにした形で1人ということで選出をしてもらうようにします。

（「それは分かりましたよ。分かったけど……」と呼ぶ者あり）それと、先ほど申合せ云々と言いましたけども、我々が3年前にスタートした時点でそういう約束していないですから、それはずっと引きずっていてもいかがかと思うんですよね。だったらもしならば、そういうことで皆さんで途中であってもそういう変えるべきだろうという同調者を出されたらいいと思うんですよね。議運は基本的に全会一致を旨としていますから、末永委員言ったように、そこで賛成、反対採るようなことは今までなかったわけですから、それは御了解願いたいと思います。（「議長、しつこいけど、そういうけど、2から3にしたのは採決しているんです、採決、この中で、議会で。だから、私は……」と呼ぶ者あり）今期じゃないでしょう。今期。

（「今期の中でやっているんですよ。今まで2だったのを3にしているんですから、採決しているんですよ。だから、そういうふうにして都合のいいことやってきているから、先例というんだったらきちっと議員の資格がない数についてはやっぱりきちっと明確にしていってほしい、それは。議長さん、ぜひ計らいお願いします」と呼ぶ者あり）分かりました。

○委員長 渡部委員、どうぞ。

○渡部 私は、もしかすると臨時の議運があるのかなとも思っていました。それと、今日の議運の中で議運のメンバーに関しても議題にあるのかなと、ちょっと追加であるのかなとも思っていました。ただ、それが日程的に間に合わなかったということも想定できるので、議運のメンバーに関しては、じゃいつの議運のところで皆さんと確認するのかわけはちょっと確認したいと思います。

○委員長 どうしますか。先に議長から説明しますか。（「私から」と呼ぶ者あり）私から説明しますか。

じゃ、議長、どうぞ。

○議長 会派の人数減ったとかの場合ですよね、四、五日の、何日の。そういうときいつまでに議運の委員の差し替えというか、入替えをするのかということですね。それ特に決めていないでしょう、この議運の中で。決めてあるんですか。（「私に聞いている」と呼ぶ者あり）ないと思うんだよね。私あんまり議運出てないんで…（私語する者あり）決めていないですよ、いつまでというのは。

○委員長 じゃ、すみません。渡部委員からの御質問、恐らくいつから鈴木議員がお亡くなりになられた後の体制に移るんだということをおっしゃっていると思うんですけど、今の時点で、予定では6月3日に臨時議運を開きまして、初日ですね。初日の本会議の終了後に開きまして、そこから委員会構成とか、そういうことを含めて御協議いただく予定でいます。後の議題になりますので。よろしいですか。（「普通だったら、数減ったら辞退するのが普通だよ」と呼ぶ者あり）

それでは、改めて伊藤誠議員が新たに委員になりましたので、よろしくお願いいたします。（「委員長、確認ですけど、今日に限りという話ですね」と呼ぶ者あり）ですから、6月3日の臨時の議運で新しい委員の人数になるということです。今日は議長おっしゃったとおりの対応になるんですけれども、そういうふうにお考えになられてよろしいかと思います。（「それまでに臨時議運とかあったらどうなるんですか」と呼ぶ者あり）ちょっと分かんないです、それは。（「そこはあの」と呼ぶ者あり）（「ちょっといいですか、議長」と呼ぶ者あり）どうぞ。

○末永 ここで次回からは定数に従っての議運の選出方法になりますって、今日決めれば、一言言えばそれで決まるじゃないですか。そうすれば、あした以降は定数に基づいて、今日以降6人になるかもしれんから、7人になるか分からんけど、定数減ったときは今日以降については、議運については定数に基づいての3人1人の割当てですというふうに決定すりゃいいんじゃないの、この、何も難しいことないの。次回6月3日までって今臨時議運があったりしたらどうするんだってなるけど、そういうふうになるから、今決めりゃいいことでしょう、それは、一言、追加してでもいいから。日程の、議題の追加でもして。そういうのは、簡単なことでしょう。（「ちょっと今準備中なんで」と呼ぶ者あり）何の準備があるの、そんなの。

○議長 一応今までの流れを踏まえて議会の日程を考えながら……（「マイクをお願いいたします」と呼ぶ者あり）6月3日に臨時議運は予定していなかったわけです、今までは、最初のところは。ところが、みらい構想さんの件があったんで、特別に議運のメンバーもいろいろあるだろうからということで3日の初日に議運開いて、決定をしていこうというふうな日程的なものがあるわけですが、日にちが。今日27でしょう。今日はだって何曜日。（「水曜日です」と呼ぶ者あり）（「水曜日」と呼ぶ者あり）追っていくと、なかなかできないでしょう、じゃあしたすぐというのは。その辺もちょっと御理解願いたいと思うんですよ。（私語する者あり）理解できない。よろしくお願いいたします。

○委員長 議長のおっしゃっているとおりでお願いいたします。

○委員長 それでは、協議に先立ちまして、議長より挨拶がございます。

○議長 いろいろ御意見ありましたが、今日お集まりいただきましたのは、令和8年第2回定例会の日程協議のためお集まりいただきました。定例会も皆様の御協力を賜り、円滑なる議事運営ができますようお願い申し上げます。

さて、皆さんも既に御承知のとおり、去る5月25日、鈴木清丞議員がお亡くなりになりました。改めて議会を代表いたしまして心から御冥福をお祈り申し上げます。この件に関する黙祷及び追悼演説の取扱いについては、後ほど議題とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

また、今定例会の会期につきましては、資料1、(1)にお示ししてございます。3月の議会運営委員会においてお決めいただいた6月3日から6月24日までの22日間となりますので、よろしくお願いいたします。

以上で甚だ簡単ですが、挨拶に代えます。

○委員長 それでは、協議に入ります。

令和8年第2回定例会の議事運営についてを議題といたします。

まず、会期日程についてですが、議長からお話ございましたとおり、6月3日から6月24日までの22日間となりますので、御了承願います。

○委員長 次に、委員会付託について議題といたします。

事務局より説明願います。

○議事課長 御説明いたします。

資料1、(2)でございます。付託につきましては、資料右側の記載のとおり各委員会となります。なお、議案第14号、訴えの提起につきましては、地方税及びこれに関わる延滞金の滞納者に対し未払いの金銭及び訴訟費用の支払いの請求に関するものであり、債権管理課の所管となるため、総務市民委員会に付託となります。また、議案第15号、訴えの提起につきましては、南部近隣センターの駐車場の一部の土地に駐車されている軽自動車の不法占有の解消に関するものであり、南部近隣センターの所管となるため、総務市民委員会に付託となります。以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。ただいまの説明でさよう御承知お願います。

○委員長 次に、追加議案についてを議題といたします。

まず、副市長より説明願います。

○副市長 貴重なお時間を頂戴してありがとうございます。追加議案につきましては、工事の請負契約の締結1件、人事案件1件の計2件を予定をしておるところでございます。工事の請負契約の締結につきましては、現時点では議案を提出するための手続が完了しておらず、開会日である6月3日に提出することが難しいことから、追加議案として提出をさせていただきたいと考えているところでございます。

何とぞ御理解を賜りますようよろしく願いをいたします。私から以上でございます。

○委員長 次に、事務局より説明願います。

○議事課長 資料１の（３）でございます。追加議案につきましては、①の契約の締結が１件、②の人事案件が１件、計２件が予定されております。提出時期と取扱いについてですが、①の契約の締結は提出された日の日程にのせ議題といたしますが、質疑並びに一般質問の最終日までに提出された場合はその日の日程にのせ、提案説明を省略し、質疑を３問制で行った後、所管する各委員会に付託を行い、以下当初議案と同様の扱いになります。また、定例会最終日に提出された場合はその日の日程にのせ、提案説明を省略し、質疑を３問制で行い、委員会付託、討論を省略し、採決する運びとなります。②の人事案件は提出された日の日程にのせ、提案説明を省略し、質疑を３問制で行い、委員会付託、討論を省略し、採決となります。

なお、留意事項としまして、①の契約の締結については議案説明会にて説明があった内容ではありますが、追加議案として提出予定ですので、議案が提出されるまでは議案質疑ができませんので、御留意ください。

また、②の人事案件につきましては、議案の各会派への説明は質疑並びに一般質問最終日の１６日火曜日１２時半から１３時の間に順次会派ごとに各会派控室で行うこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○委員長 追加議案の取扱い及び留意事項につきましては、事務局からの説明でさよう御了承願います。

○委員長 次に、追悼演説についてを議題といたします。

議長より御発言がございます。

どうぞ。

○議長 故鈴木議員に対する黙祷及び追悼演説についてですが、御遺族の御都合もございましたので、この場で追悼演説の日程を協議、決定していただきたいと思います。私としては、６月３日、招集日の冒頭に黙祷を、６月２４日、採決日の冒頭に追悼演説を行いたいと考えております。なお、追悼演説をどなたに行っていただくかは私のほうで調整をさせていただき、次回の議会運営委員会においてお示しをしたいと考えております。また、会派構成変更に伴う協議については、臨時の議会運営委員会を開催していただき、そこで御協議していただきたいと思います。以上です。

○委員長 次に、事務局より説明願います。

○議事課長 資料２でございます。黙祷、追悼演説に関する先例につきましては、議員が死亡した場合、直近の会議において議長の合図により議場に在席する者全員が起立して黙祷を行い、その後追悼の辞を述べるのが例となっております。なお、直近の例では令和８年第１回定例会にて故橋口幸生議員に対する黙祷を令和８年３月４日に、追悼演説を３月２４日、採決日に行っております。以上です。

○委員長 まず、ただいまの議長の御発言及び事務局の説明のとおり、６月３日、

招集日の冒頭に黙祷を、6月24日、採決日の冒頭に追悼演説を実施することについて御異議ございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、6月3日、招集日の冒頭に黙祷を、6月24日、採決日の冒頭に追悼演説を行うことといたします。

なお、御遺族の御都合等により日程を変更することも想定されますため、その際は事務局よりラインワークス等で御連絡いたします。

続いて、議長の御発言にありました演説者及び会派構成変更に伴う協議等を行うための臨時議会運営委員会については、先ほど申し上げましたとおり、6月3日、招集日の本会議終了後に開催したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、6月3日、招集日の本会議終了後に開催することといたします。

なお、協議事項といたしましては議席についても予定しており、先例では会派異動等に伴い議席変更の必要が生じた場合は基本的に当該会派内で調整し、他会派に影響が及ぶときは関係会派で調整の上、変更するのが例となっております。つきましては、みらい構想かしわさんが調整の希望がある場合においては次回の議会運営委員会資料の作成の都合もございましたため、6月1日月曜日の正午までに調整結果を事務局までお知らせください。

○委員長 次に、法人の経営状況に係る報告についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○議事課長 資料3でございます。例年第2回定例会で提出されている法人の経営状況に関わる報告についてでございますが、令和7年4月18日付でかしわパブリックエネルギー株式会社が設立したことに伴い、当該会社の令和8年度分事業計画書が今定例会から新たに招集日に他の諸報告とともに報告されることとなっております。以上でございます。

○委員長 ただいまの説明でさよう御承知おき願います。

○委員長 次に、表彰状・感謝状の伝達についてを議題といたします。

事務局から説明願います。

○庶務課長 資料4でございます。本日開催されます全国市議会議長会定期総会で表彰を受けられる方は、阿比留議員、岡田議員、北村議員の3名となっております。また、助川議員と坂巻議長が全国市議会議長会から、産業経済委員会委員の感謝状を受けられます。伝達は、6月3日本会議開議後、議事に先立ち行う予定でございます。以上でございます。

○委員長 事務局の説明のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、説明のとおりといたします。

○委員長 次に、つくばエクスプレスの東京駅延伸と都心部、臨海地域地下鉄との接続事業の説明についてを議題といたします。

議長より説明願います。

○議長 つくばエクスプレス東京駅延伸と都心部、臨海地域地下鉄との接続事業化の早期実現を目指し令和6年12月23日に設立された期成同盟会について、令和8年4月6日に開催された決起集会及び議員連盟総会に私も顧問として出席をいたしました。当日は、財務省で片山さつき大臣に面会し、TX東京駅延伸と臨海地域地下鉄との接続について説明するとともに、早期実現への協力を要望しました。また、衆議院第一議員会館で開催された議員連盟総会に参加し、TX東京駅延伸と臨海地域地下鉄との接続の実現に向け、関係者が一致団結して支援を要請してまいりましたが、4月17日の各派代表者会議で代表の皆様に議長公務についての報告の場を設けたい旨の提案をさせていただき、会派に持ち帰っていただいているところでありますが、この件につきましては6月3日の招集日、本会議終了後に議員全員協議会を開催し、私から報告申し上げるとともに、土木部長からの説明を求めたいと考えております。私からは以上です。

○委員長 ただいまの内容について何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、さよう御承知おき願います。

○委員長 次に、日本共産党、無所属の会及び共創かしわからの申入れについてを議題といたします。

3月24日の議会運営委員会にて各会派持ち帰りとなっておりました議会ネット配信のSNS導入について、フェイスブックを導入するか、またはユーチューブを導入するか、各会派の御意見を伺います。

柏清風さん。

○後藤 我々は、ユーチューブでお願いします。

○委員長 公明党さん。

○林 様々な視点を考えたときに、ユーチューブは非常にメジャーなものでございますけれども、フェイスブックが妥当じゃないかなというふうに考えております。

○委員長 みらい構想かしわさん。

○伊藤 委員会等を考えまして、ユーチューブのみがよろしいかと思えます。

○委員長 日本共産党さん。

○渡部 両方の導入をお願いしたいと思います。両方。

○委員長 市民サイドさん。

○松本 両方でいいと思います。

○委員長 共創かしわさん、提出者ですが、何かございますか。共創かしわさん、

提案者ですが、何かございますか。なければ別にいいですけども。

○佐藤 前回提案どおりでございます。

○委員長 無所属の会さん。

○末永 一緒です。

○委員長 ユーチューブとフェイスブック、また両方というところで意見が一致しておりませんので、現状のとおりといたします。

○委員長 次に、柏市議会ハラスメント防止条例施行状況協議・検討会からの答申及び議員提出議案についてを議題といたします。

まず、議長より説明願います。

○議長 柏市議会ハラスメント防止条例施行状況協議・検討会につきましては、昨年10月2日の議会運営委員会において設置が決定され、各会派から選出された11名を構成員として条例の施行状況について協議、検討を進めてまいりましたが、先日円谷座長をはじめとする委員の皆様から答申と併せて条例及び運用指針の改正案が提出されました。内容につきましてはお手元の資料のとおりでありますので、議長といたしましては答申に盛り込まれております内容を実施してまいりたいと考えております。また、柏市議会ハラスメント防止条例を制定した際には、当時の検討会メンバー全員が議案提出者となっておりましたので、今回条例改正議案を上程することになった場合についても前回と同様に議員提出議案とし、検討会メンバー全員を提案者としたいと考えております。以上です。（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○委員長 後からにしてください。

次に、答申概要について説明していただきますが……（「ちょっと待つて。その前に言ってい。その前に……」と呼ぶ者あり）いや、段取りがありますので。（「段取りって、その前に今議長のやつに聞くのよ」と呼ぶ者あり）後で御発言の機会ありますので。

次に、答申概要について説明していただきますが、本日検討会の副座長であり、提案者の林紗絵子議員が傍聴に来られておりますので、答申概要について林議員から御説明をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「ちょっと待つてよ。これ私の名前載っているけど、私は反対って書いているよ。ちゃんとメールでも送っているよ。反対だって、これ。名前載っているけど、ちゃんとメールで私はこの件について反対ですって事務局にも送っていますけど、何で載っているんですか。だから、議長に今聞こうとしているんですよ。全会……」と呼ぶ者あり）議長に聞くんですか。（「議長に対して、議長がそう言われたから、全会一致みたいなこと言われたから、違いますよと、私は反対ですよという話。なぜ反対かという、この中にやっぱりいろんなもの含んでいるので、これはハラスメント委員会はもうちょっと議論する必要がありますよということなんです。何でそんな進んでいるんですか、どんどん」と呼ぶ者あり）議長、そういうふうに言っていますけど。

○議長 このいわゆる答申案というのが私のほうに持ってこられたときに確認をし

ました。全会一致ですかと。それと、議員の皆さんにこの案文に対して同意を得ていますかと。その際、座長のほうからは全会一致ではありません。それと、座長の判断というか、それでおおむね了解されていると、そういうふうなことでこの答申案は預かりました。頂きましたけどもね。（「議長、よろしいですか。いいですか」と呼ぶ者あり）

○委員長 末永委員、どうぞ。

○末永 全会一致になっていない、それでおおむねって何ですか、それは。そんな権限あるの。あのメールで座長と副座長に一任したって。一任なんかしていませんよ。私は反対ですって言いましたし、まだ十分でないから、ここのところ議論する必要があると私思いますよ。だから、議長はぜひ今のメンバーに差し戻して、もう一回やり直してほしいんですよ。私はそれを強く言いたいんですけど、どうなんですか。

○委員長 どうぞ、議長。

○議長 ですから、持ってこられた座長と副座長には私はこの案文で御了解いただけてますかと確認しました。だけれども、全ての議員から一任はされていません。議長お預かりして、皆さんに提出したわけです。皆さんがここで協議して……（「いいですか」と呼ぶ者あり）

○委員長 どうぞ。

○末永 議長が諮問しました。答申というのは普通、そういう運営も知らないでこの人たちがやっているのかなって私は頭、俺がおかしいのかなって思うぐらいだけど、ちょっと俺がおかしくなっちゃったかなって思っちゃうぐらいなんだけど、答申するに当たっては一旦みんな委員集めて、これでいいですかって例を見せて、答申内容ですと。異議なしと。署名をもらって、そしてその上でその答申を議長さんに、議長に来てもらって、議長に答申ですってやるのが普通ですよ。あれハラスメント委員会の最終日に何かぐじゅぐじゅって決まった、決まらないのか分からない議論があったけども、そこのところ何も入らないで、答申をされるというのは形式的におかしいんじゃないですか、それは、普通に考えて。普通に考えたら、きちっと委員会の中で確認をして、そのことを議長に出すのが答申じゃないんですかね。答申が一致していませんというやつを答申しますか、普通。しないでしょ、それは。それは、そこにきちんと反対なら反対の人のことを補足して入れるんだったらまだいいですよ。全くなくて、そういうのがなくてやっているというのがちょっと私は普通の感覚じゃないと思うんですよ。だから、私がおかしいかなって何度も思って、いろんな書類見ましたよ。だけど、そういうことはあり得ない話ですよ、普通。だから、座長と副座長が議長に言ったんだろうけど、そういう決まりのことが、最低限のことが、やっぱりちゃんと議会だから、議会制民主主義のルールからいったらきちんと私はしなきゃいけないと思いますよ。それ省略するんだったら、省略するということも言わなきゃいけませんよね。全く言わないで、どうなっているんだ。メールが来たんです、一任されましたって。議長も一任していませんって言いまし

たよね。議会事務局から一任されたからやったって書いてあるんですよ。一任なんかしていませんよ。そんなことがしゃあしゃあとタブレットに来て、だからタブレットに書きました、私は反対ですって。だけど、ここでまた私の名前載っているんですよ。私の名前勝手に使わないでいただきたい、こんなの。だから、そういうことを答申するんじゃないくて、もう一回差し戻して、きちっとした整理をした上でやっていただきたい。私の名前何で載せたんですか。私がメールで送って、見ていないんですか、反対ですと。駄目ですよって言ったにもかかわらず、まだごり押しして、何もなかったかのように進めるというのはいかがなもんかと思います、これは、それはね。だから、ハラスメント委員会というのがちゃんとあるんだから、そこに差し戻して、もうちょっと議論してやるべきだと私は思いますね。だから、議長さん、ぜひ差し戻して、もう一回やり直してくださいよ。受け取れないんで、そんなのは。

○委員長 どうぞ、佐藤委員。

○佐藤 私も事務局庶務課に対してちょっとこの答申の内容が議論したことが載っていないという部分があるので、承服できませんってちゃんと文書で返しています。それにもかかわらず、やっぱりここに名前があるわけですよ。まず、今日円谷さんが委員長ですけど、座長として本当によく取りまとめてくれて、中立公平な運営してくれていて、本当に感謝するところだし、最後に私が要望で申し上げたことも載ってくれていて、本当によくやってくれたなと思っているんですが、その円谷座長がこういう形というのはちょっと腑に落ちないところもあるんですけど、みんな、ほかの委員の皆さんは柏市のハラスメント条例を少しでもよくしようという、そんな感じで議論している中、ちょっと違う考えの人もいたみたいですけど、だから円谷委員長、私案文をつくると思って、一任したんですよ。ここに出てきているのは答申じゃないですか。答申案をつくって、これでいいですかという場面があるかと思っていた。だから、一任をしたんですけど、だって答申のやり方って普通そういうやり方されますよね。例えば常任委員会の委員長が委員長報告するのを一任するというのとちょっと訳違いますから、ここはもうちょっと丁寧な手続をしていただきたいかったのと、議長、ここに名前が載っているけど、承服していない人間もいるということ、それをきちんと事務局には文書で返しているということ、その辺ちょっと重く受け止めていただきたいなと思います。

○委員長 まず、御一任いただいたかいただかないかというところなんですけれども、私としては答申案をまとめて、それを議長に……（「案」と呼ぶ者あり）答申をですね。答申をまとめて、答申案というところは皆さんにお示しするかどうかということですよ。それを含めて答申をつくったものを答申するところまで御一任いただいたものというふうに認識をしておりました。検討会ときにはそれについて御一任いただけますかというような旨の発言をして、特に御異議がなかったということで進めてきたというところでございます。そこは、ちょっと恐らく認識の違いがあったのかなというふうに思います。名前を出しているかいらないかというところ

ろは、確かに御納得いただいていない方のお名前をこの答申書に載せるかどうかというのは一つ適切かどうかということは考える余地があるのかなというふうに私も今お二方のお話を聞いていて感じているところではございます。すみません、これ座長として今お話ししています。ただ、議長から答申を欲しいということで諮問いただいておりますので、基本的には検討会のメンバーの最大公約数的な意見を取りまとめるところに重点を置いて答申案をまとめたところではございます。一旦議長にはお出しをしておりますので、ここからどのような取扱いにするのかというところはまず議長の御意向かなというふうに思っているところですが、議長、いかがなさいますか。このまま進めますか。

○議長 答申として正式なものというか、出す場合には当然その構成員の承諾が私は必要だと思ったんですよ。ですから、座長来たときに皆さんの御了解取っていますねって確認したら、了解取っていない、一任も取っていないということだったので、いかがなものかなと思ったんですけども、一応報告がありましたから、その報告はお預かりして、当然それは皆様方に報告しなきゃいけないだろうと。検討委員会でこういう形で答申ということで報告がありましたと。ですから、報告させてもらったわけですから、それについてどうしてもこの原案で納得できないという委員さんが多いならば、それまた差戻しというか、再度委員会開いて、きちんと意思統一というか、正副座長に一任するなら一任するということで確認を取っていただければありがたいと思いますね。

○委員長 どうぞ、佐藤委員。

○佐藤 検討会の中でさんざん議論したポイント2つあったと思うんですよ。ジャッジメントを弁護士がするってどういうふうにするか、それが第1点。もう一点は、異議申立ての部分ですよ。ハラスメントをした人のやっぱり言い分も聞くべきだろうと、そういう場があってしかりだろうというのが一番の肝だったと思うんですが、後者、言い分を聞くというところがすっぽり抜け落ちちゃっているんで、それはちょっと承服しかねるなという。非常に重要なポイントが抜けちゃっているんで、何で円谷座長がって不思議なんですけれど、だからその部分を載っけていただければ私はいいかもしれませんが、現状の部分ではちょっとこれ違うよと、議論した内容と違うよというか、不十分だよ、抜けているよというふうに思っているんで、ささいなポイントだったら座長に一任でいいと思うんですが、重要な部分なので、そこはぜひ答申……答申って書いてありますけど、案文として再協議をお願いしたいなと思います。（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長 今ちょっと待ってください。異議申立てのところなんですけれども、確かに時間をかけて議論した点かなというふうには思います。ただ、最終日に行政手続法と行政不服審査法の対象にならないことと、あと国家賠償法の対象にはなるんじゃないかということが確認されたところで議論が止まっていまして、検討会として一定の方向に関する方向性というか、これからどういう取組をやっていくぞというところまで議論が進まなかったもので、それで今回はちょっと答申のところには

載らなかったというところがあるんですけども、佐藤委員のおっしゃるように、議論の肝というところがあるのであれば、おっしゃるとおり、また議長から差し戻されてきた場合にはきちんと検討したいと思います。

末永委員、どうぞ。

○末永 このハラスメント委員会の議論している最中に私もヒアリング受けたりしていますので、よく中身が分かるようになってきたんですけども、例えばこの中で言っている、十分もっと議論しなきゃいけないのは第三者的なところを行政が委託で弁護士を選んでみたり、あるいは訴えられた側のほうの言い分なんかも全く聞くところがない、それもスルーしているなど、その人の人権や権利が損なわれているハラスメントの条例をつくろうとしている。これはちょっと私はいただけないから、最終日のときもこれは反対ですよと、これは、というふうなことを言ったけど、この問題、もうちょっと議論して、全議員の権利の問題もありますから、もっと議論して、ちゃんと持ち帰って、各会派でも議論をされて、その上でちゃんと研修会も開いてやらないと、これは軽々に議長に答申しました、はい、議長がしました、それも一致しなくても上げちゃって、了解されるというような、そういう乱暴なやり方というのは私はやるべきじゃないと思いますよ。したがって、最初に戻り言いますが、議長においては差し戻して、ハラスメント委員会を継続して、きちんと議論をする、議論して決める、そのことをぜひお願いしたいと思います。

○委員長 議長、どうぞ。

○議長 分かりました。先ほど委員長であり、座長も兼ねている円谷委員のほうから私のほうで差し戻せば再び委員会開くというようなこともありましたですから、私としては委員長と協議をして、もう一度委員の皆さんの御理解を得られるような形で答申をしていただきたいと、そのように考えます。

○委員長 渡部委員、どうぞ。

○渡部 私もちっとだけ意見を。委員として出ている武藤議員のほうから報告も受けて、皆さんで本当に、これ委員の方は御苦労されたなと思いました。それで、やっぱり2点気になったのは、最終的な出し方の問題と、それと内容の、ハラスメントの弁明の機会のところですね。それは、十分に議論になったというふうな報告受けています。フロー図の中にはあっても、ただ弁明の機会というのが条例の中にはないわけですよ。これは何らかの形で盛り込むことが必要じゃないかなと思ったのと、その出し方もやはり委員の中でいろんな意見があったら、そこ私は合意できるような内容に変更することは可能なんじゃないかなってちょっと思いました。せっかく選ばれた委員で、皆さんで時間をかけて議論しているわけですから、その合意を得て、全会一致で答申を出して、制定というふうになるのが一番望ましいと思いますし、それにはもう少し時間が必要だし、時間をかけて合意を得ることは十分に可能ではないかなと思いましたので、その2点についてはやはり疑問を感じていることとこれからでもそこは変更可能ではないかというふうなちょっと印象持ちました。（「じゃ、いいですか、私のほうから」と呼ぶ者あり）

○委員長 どうぞ、議長。

○議長 今までの皆さんのお話を聞いていまして、ここに検討委員じゃない人もおられますけども、各派のそれぞれの幹部の方見えていますから、今日の議論を踏まえて、委員の人とも話し合って、先ほど座長である円谷委員のほうも私のほうから差し戻せということならばもう一度協議するというような意向もありますから、私のほうとしてはもう一度座長にお願いをして、きちんとした皆さんの合意できる答申案というものをつくっていただきたいと思います。そういうことよろしく願いいたします。（「ありがとうございます。ぜひ議長、議長からも政争の具になるようなハラスメントでわざわざ記者を呼んで、自分の宣伝をするかのような行為とか、あるいは特定の人を呼んで多数派工作をするようなことしたり、これパワハラ、末永のためにこの条例あるようなもんだというようなことを言ったり、そういうことじゃなくて、真剣にハラスメント防止をしていくんだという姿勢で議論をしていただきたい。そして、中立的な弁護士を選ぶ。今回委託でやっていますが、議長が委託費幾らで出したんでしょうか。弁護士さんからこの前私もヒアリング受けましたが、2名来ましたが、何か友達来たそうですけど、どうなんでしょうか。このところ委託費は幾らで、その予算でどういう形でしているのかと全然分からない中で進んでいるので、事務局に任せるんじゃないくて、やはりハラスメント委員会の中で議論をして、ハラスメント委員会の議員さんが、自分たちの権利の問題もありますから、そこでちゃんと十分な議論をして、納得いく、その上でのハラスメントを防止していくんだという、そういうものを条例化してつくっていただきたい。事務局走っちゃって、勝手に委託先に、何か弁護士探したりしていますけど、それ違いますよね。第三者委員的な弁護士じゃなきゃいけませんよね。それを何か勝手に選んで、弁護士が来たりして、そこでいろいろ言われたら、それは問題ですよ。今回も何か私のやつを、各派代表者会議で話したやつを、テープを情報公開取って、そのテープをヒアリングで弁護士さんがこう言ったでしょうって。それ各派代表者会議で議論したことを、目的外使用じゃないけど、独り歩きしちゃって出て歩いて、それを多数派工作の人に見せていろいろやっている。そういうことはやっぱり慎むべきだと思います、ハラスメントの委員会やっているんですから。そういうことをするから、私は別件で警察に告発したりせざるを得なくなるわけでしょう。だから、こういうことをやっぱりするんじゃないくて、議会は言論の府ですから、議論して、きちっと……激しい議論をしてやり合うのはいいですけども、議場でやり合ったり、こういうところでやり合う後は友好的な人間的な付き合いができるような議員になってほしいんですよ。坊主憎しはけさまで憎いなんていうのは、私はやめるべきだと思いますね。議長が差し戻すって言ったんで、私安心しましたよ。またハラスメント委員会の中で、委員になれるかどうか分かりませんが、そこの中で議論したいと思います。以上です」と呼ぶ者あり）差し戻すということで。

○委員長 それでは、本日林議員から御報告いただく予定でしたが、議長の話のとおりとなりましたので、大変申し訳ありませんが、この件に関しては継続

ということにしたいと思います。

○委員長 次に、人事院勧告に関する市議会の対応についてを議題といたします。

議長から発言がございました。

○議長 令和7年11月21日の議会運営委員会において佐藤委員、末永委員、渡部委員により議員の期末手当に関する議案の提出方法について御意見をいただきました。そこで、令和7年12月15日の議会運営委員会の際に私から委員の皆様からいただいた意見を踏まえ、今後他市の議案の提出状況を調べた上で報告させていただきたい、議会運営委員会において今後の取扱いについて検討させていただきたいとお話をさせていただきました。この内容について、他市の調査結果がまとまりましたので、御報告させていただきます。

詳細につきましては、事務局より説明させます。

○委員長 事務局より説明願います。

○議事課長 資料8でございます。まず、本市の現状の運用についてでございます。

(1)にお示しのとおり、議会運営委員会での協議の結果、全会一致の場合の取扱いは、議会運営委員会提出議案として提出しております。賛成多数の場合の取扱いは、特別職の議案に組み込み、市長提出議案として提出しております。賛成少数の場合の取扱いは、議案を提出しないとなっております。

続いて、(2)の他市調査の方法及び結果についてでございます。まず、調査方法は議員の期末手当の変更に関わる議案の提出方法の調査を行いました。次に、調査対象ですが、全国の中核市と千葉県の上野市、主要都市の69市に行いました。調査の結果ですが、69市のうち18市が特別職と議員の内容が1つの条例、または特別職の条例の規定が議員に準用されるようになっており、市議会において提出主体の判断の余地がないものは対象から除外しており、比較対象は51市となります。

その上で、比較対象の51市の内訳は資料に記載の表のとおりとなりますが、まず番号1の特別職、議員、一般職の条例が個別に制定されており、個々の条例ごとに議案として提出している市が40市となります。続いて、番号2の特別職、議員、一般職の条例が個別に制定されており、全ての条例をまとめて1つの議案として提出している市が6市となります。最後に、番号3の特別職、議員、一般職の条例が個別に制定されており、そのうちの複数の条例を組み合わせで1つの議案として提出している市が5市となり、柏市はこの番号3に該当しております。調査結果については以上となります。

○委員長 ここで議長より御発言がございました。

どうぞ。

○議長 調査結果については、事務局説明のとおりですが、私としてはこの調査結果を踏まえ、質疑並びに一般質問最終日の議会運営委員会にて議長案を提示しますので、各会派に持ち帰っていただき、採決日の議会運営委員会において協議を行っていただきたいと思います。以上です。

○委員長 ただいま議長から説明がございましたが、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、質疑並びに一般質問最終日の議会運営委員会で議長案を提示いただきますので、御承知おき願います。

○委員長 ここで議長より御発言がございます。

○議長 2月25日に実施しましたハラスメント防止研修に係るアンケートにつきましては、皆様方の御協力いただきありがとうございました。アンケート結果につきましては、この後事務局よりラインワークス掲示板にて配信させます。

なお、今年度のハラスメント防止研修につきましては、4月17日の各派代表会議で皆様から御意見を伺ったところですが、講師について適任と思われる方がいらっしゃいましたら御推薦いただきたいと考えております。この後事務局から議員の皆様へラインワークスで内容をお知らせしますので、各会派内で回答を取りまとめいただき、会派の代表者の方に回答お願いいたします。また、私としては本会議開催日以外の日程で研修を実施し、講師と意見交換ができる機会を設けたいと考えております。なお、講師に決定した場合には、推薦者の方に連絡調整の御協力をお願いしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長 ただいま議長からの御発言のとおり御承知おき願います。

○委員長 次回の議会運営委員会については、臨時で議会運営委員会を開くことといたしますが、議長からお話があったとおり、6月3日、招集日の本会議終了後に全員協議会が開催されますので、全員協議会終了後に開くことといたします。

○委員長 以上で議会運営委員会を閉会いたします。

午前11時 5分閉会